

# 容器包装リサイクル法および関連法令集

## 関連通知

### 薬袋および医療用医薬品に付された容器包装の取り扱いに関して

病院・薬局において用いられる薬剤を包装する袋（通称「薬袋」）および医療用医薬品に付された容器包装の取り扱いに関し、これまでに多くの質問が寄せられています。この度、厚生省から見解が出ましたのでご確認ください。

- 病院等において交付される薬剤を包装する袋（通称「薬袋」）について

#### 結論

病院及び診療所において薬剤が交付される際に付される袋（通称「薬袋」）については、容器包装リサイクル法の対象たる「容器包装」ではない。

#### 理由

法の対象となる「容器包装」（商品の容器及び包装）については、役務の提供に付された容器包装は対象外とされているところである（例：パチンコの景品、クリーニングの袋等）。

医療サービスについては、相互に一体不可分の診察・投薬・経過という一連の行為をもって完結するものであることから、診察に付随する検査・投薬・処方行為はもとより、患者自身が自宅等において服薬することについても、医療機関内で行うことのできない投薬に代替して行われるものであり、診療行為という役務提供の一環とされているところである。

したがって、病院等において交付される薬剤は、このように医療サービスの一環として交付されているものであることから、この交付の際に付される薬袋は容器包装リサイクル法に規定する「容器包装」とはならない。

なお、医薬品メーカーから医療機関等に販売される段階で付される容器包装は、商品の容器包装であり、容器包装リサイクル法に規定する「容器包装」に該当する。

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律における薬袋の取扱について

#### 法律の概要

平成12年4月から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）が全面施行となり、対象者及び対象物が拡大されることとなる。

	平成9年4月～	平成12年4月～

対象者	大企業	+ 中小企業
対象物	ガラスびん P E T ボトル	+ 紙製容器包装 + プラスチック製容器包装

対象者については、「特定事業者」とされ、当該対象物を市町村から引き取って自ら再商品化するか、これに代わって指定法人に委託料金を支払って再商品化を委託することとなる。（ただし、政令で定める一定の要件に該当する小規模事業者（小売業については従業員5人以下かつ売上高7千万円以下）については免除）

### 医療機関に「薬袋」の取扱いについて

病院及び診療所において薬剤が交付される際に付される袋（通称「薬袋」）については、容器包装リサイクル法の対象たる「容器包装」ではない。

#### 【参考】薬局における「薬袋」等の取扱いについて

容リ法においては、それぞれの事業者の行っている事業の業態を基準として対象を判断しており、薬局の行う事業は、日本標準産業分類において、「大分類 I 卸売・小売業，飲食店」とされていることから、その事業については小売業として取り扱われる。

したがって、薬局は容リ法の対象事業者となり、薬局において交付される薬袋については同法における「容器包装」に該当することから、薬局には再商品化義務が発生することとなる。（再商品化のための具体的な手続等については別紙参照）

### ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抄）

第二条 （略）

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であって主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。

一～四 （略）

### ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抄）

（収益事業）

第六条 法第二条第十一項の主務省令で定める収益事業は、農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業とする。（略）

### ●医療用医薬品の取り扱いについて

容器包装リサイクル法（以下「法」という。）では、「容器包装」を「商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要となるもの」と定義づけている。

医療用医薬品は、医薬品製造事業者から病院、薬局等に販売される商品であり、したがって、医薬品製造事業者が当該医薬品の製造、出荷段階で付す容器及び包装は、法でいう容器包装に該当する。また、当該医薬品製造事業者は、収益事業において、その販

売する商品について容器包装を利用していることとなるため、特定容器（包装）利用事業者に該当する。

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を用いる特定容器（包装）利用事業者には、再商品化義務があるが、その義務量は、販売実績量から自主回収量及び事業活動に伴って費消された量（市町村が収集する家庭ごみとならない量）を控除した量（排出見込み量）に、各種係数を乗じて算定することとされている。

医療用医薬品についても同様であり、その販売量から、病院内での治療行為等に用いられるため一般家庭から排出されない量（事業活動に伴って費消される量）を控除し、その量に基づいて再商品化義務量を算定する必要がある。なお、この算定が困難な場合には、国で定めた簡易算定係数を販売量に乗じることで代えることができる。